

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

平素、町村自治の振興に対しましては、格別のご高配とご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況は、町村においても、国、県と一体となって徹底した感染防止対策に取り組み、一定の収まりは見せているものの、依然として都市部を中心とした感染者の拡大は予断を許さない状況となっております。

こうした中、県におかれては、新型コロナウイルス感染症対策として、大規模な補正予算を決定し、感染拡大に備えた医療体制整備や早期発見・早期治療による感染制御に対して積極的に取り組まれるとともに、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指した「やまなしグリーン・ゾーン構想」により、県全体で「安心・信頼」を提供し、その価値を経済活動の再生につなげるための施策を積極的に展開されているところであります。

我々町村においても、住民の生命と健康を守るための生活支援等、積極的に対策を講じているところですが、今後も県と一体となって、第2波・第3波への対策、住民の新しい生活様式を支えていくための対策に全力で取り組んでいかなければなりません。

つきましては、町村における新型コロナウイルス感染症への対策に関し、次の事項について、県による支援と国への働きかけを要望します。

令和2年8月19日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県町村会
会長 佐野 和広

1 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーの確保

新型コロナウイルス感染症に対する住民からの相談については、保健所がその機能を持ち、受け付けることとなるが、多岐に渡る業務の対応に追われ困難と思われる。一方、未知であるウイルス対策は、住民に近い位置にある市町村では、判断に苦慮することが多く、新型コロナウイルス感染症に対する専門的知識を有する者を各市町村で確保するには限界がある。

については、県において、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーを確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の相談窓口の明確化を行うこと及び当該アドバイザーの派遣システムを構築すること。

2 WEB会議の積極的な導入について

新型コロナウイルス感染症の対策は、今後の新たな生活様式への対応へと向かっている。こうした中、各種会議においても、開催時間を短時間としたり、密を避ける措置として、参加人数に制限を設けるなどの対応が取られているところであるが、WEB会議を積極的に導入することにより、感染症の防止対策となるとともに、移動時間の短縮や関係者全員の参加・視聴が可能となることから、県主催の会議について、リモートによるWEB会議が導入できるものについては、積極的に導入すること。

3 災害発生時の避難所における支援について

災害発生時の避難所における感染拡大防止を図るための環境を整備するため、間仕切り、簡易ベッドのほか、空調設備等に係る必要な支援を行うこと。

4 固定資産税の減免等の税制上の措置に関する確実な財政措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、固定資産税の軽減措置及び特例措置の延長が図られているが、固定資産税は、地方公共団体の自主財源の根幹をなすものであり、固定資産税の軽減は、すなわち自主財源の減少を意味し、健全な財政運営に大きな影響を与えるものである。

については、これら減免等の措置により生じる減収分については、地方交付税の交付団体、不交付団体にかかわらず、確実に全額国費で補填するよう、国に対して働きかけること。

5 感染防止用品等の確保と医療の提供体制の整備について

マスク・アルコール消毒液をはじめ、衛生用品や医療用物資等について、今後起こりうる第2波、第3波に備え、県内の医療機関・介護事業所、保育所や学校などに十分な支援・配布ができるよう、必要数の確保を行うとともに供給すること。

また、医療体制が脆弱な小規模町村において、新型コロナウイルス蔓延期には診療所等でのPCR検査が不可欠な状況となることが見込まれることからPCR検査実施機関の拡充及び必要な資機材・設備の導入、医療従事者等人員の確保等について、必要な措置を講ずること。

6 介護者（介護及び障害）が新型コロナウイルスに感染した場合の体制整備

在宅で介護を行っている主介護者は、本人が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の要介護者や障害児者の受け入れに不安を抱いていることから、次の事項について実現すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応について、主介護者や要介護者・障害児者が安心できるような情報を発信するとともに、町村が適切な情報を伝達できるよう、県と町村間の連携をより強化すること。
- (2) 主介護者が安心して医療を受けられるよう、要介護者や障害児者の受け入れについて、地域間格差を是正するとともに、緊急な対応ができる入所施設やサービスを確保すること。
- (3) 新型コロナウイルスに起因する入所等の費用について、財政支援制度を創設すること。
- (4) 子育て世代の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合も同様、乳幼児の受入体制を整備すること。

7 インフルエンザワクチンの安定供給体制の構築

秋以降に新型コロナウイルス感染症の再拡大とインフルエンザの流行と重なることが懸念されることから、1人でも多くの住民がインフルエンザワクチンの予防接種を受けることができるよう、10月の予防接種開始時期にはインフルエンザワクチンを潤沢かつ安定的に供給できるよう対策を講じること。

8 学校教育に対する支援

(1) オンライン学習に係る通信費用に対する財政支援

感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、子供たちの学びを保障するため、ICTの活用により学習を継続できる環境整備に取り組んでいるが、学校の臨時休業等の緊急時におけるオンライン学習に係る通信費用について、負担が大きいことから、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時におけるオンライン学習に係る通信費用について、恒久的な財政支援制度を創設すること。

(2) スクールカウンセラーの配置強化について

新型コロナウイルス感染症により、小中学校では、休校や外出自粛等これまでに経験したことがない状態が長く続き、児童生徒の心の健康への影響が危惧されており、「スクールカウンセラーによる心のケア」を強化するため、次の事項について要望する。

- ① スクールカウンセラーの1校当たりの配置時間を増加するとともに、町村が必要とする際の訪問要請に対応すること。
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策及び通勤に係る時間の短縮によるカウンセリング時間の確保のため、リモートによる相談体制を構築すること。

(3) 学校施設における消毒作業に対する支援措置の継続

学校施設における丁寧な消毒作業などの感染防止対策が求められており、教職員が主体となって行なわなければならないが、国では令和2年度第2次補正予算においてスクール・サポート・スタッフを追加配置する措置を講じているが、次年度以降も感染症防止対策における教職員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフの配置について、制度を継続すること。